

## 西原町社会福祉協議会社会福祉センター管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、西原町社会福祉協議会定款第2条第12号に基づき、西原町社会福祉センター（以下「社会福祉センター」という。）の管理運営について必要な事項を定める。

### (名称及び位置)

第2条 この社会福祉センターの名称は、西原町社会福祉センターと称し、沖縄県中頭郡西原町与那城135番地に置く。

### (管理)

第3条 社会福祉センターの管理は、西原町社会福祉協議会々長（以下「管理者」という。）が行う。

### (事務局)

第4条 社会福祉センターに事務局を置く。  
2. 事務局は、社会福祉協議会職員が兼務する。

### (事業)

第5条 社会福祉センターは、第1条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 町民生活の向上のため、各種相談に関する事。
- (2) 町民の文化教養の向上及び福祉の増進に関する事。
- (3) 各種福祉機関団体、社会福祉の推進を図ることを直接の目的とした会議、研修、その他の事業に関する事。
- (4) 老人、身体障害者（児）の機能回復訓練、及び町民の健康維持増進のため施設の供与に関する事。
- (5) その他、管理者が必要と認める事業。

(開所及び閉所)

第6条 社会福祉センターは原則として午前8時30分に開所し、午後5時に閉所する。  
ただし、管理者が特に必要があると認める時は、適宜に変更することができる。

(休所)

第7条 社会福祉センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日・土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和22年、法律第178号）に規定する休日
- (3) 6月23日（慰霊の日）
- (4) 12月29日から翌年の1月3日まで。

2. 前項の規定にかかわらず、管理者は特に必要があると認めるときは、これを変更し又は臨時に休所日を設けることができる。

ただし、休所日に使用を申し込みこれを管理者が適当と認めるときは、開所することができる。

(使用許可)

第8条 社会福祉センターを使用しようとする者は、その1カ月前から社会福祉センター使用許可書（様式第1号）を管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

ただし急を要するときはその限りではない。

2. 管理者は、前項の規定により提出された申請書を審査して、支障がないと認めるときは社会福祉センター使用許可書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

(使用者の心得)

第9条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者する責任者は、使用する前に社会福祉センター受付に申し出ること。
- (2) 危険物又は動物を持ち込まないこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙又は火気を使用しないこと。
- (4) 許可なく物品を展示、販売又はこれに類する行為をしないこと。
- (5) 許可なく立看板、貼紙等又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (6) 使用後はもとの状態に復し又は所定の場へ返還すること。
- (7) 使用許可を受けた以外の施設又は設備を使用しないこと。
- (8) その他の管理上の必要から職員が行う指示又は指導を守ること。

(使用の制限)

第10条 管理者は第8条の規定により使用の許可を受けようとする者が次の各号の該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良なる町民の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 社会福祉センターの施設又は設備を損傷するおそれのあるとき。
- (3) 社会福祉センター管理に支障をきたすおそれがあるとき。
- (4) 営利を目的とする事業を行うとき、ただし管理者が認めたときはその限りではない。
- (5) 前各号のほか、管理者が使用を不相当と認めたとき。

2. 使用者は、社会福祉センターを利用するため特別な設備をし、又は装飾をしようとするときは、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

(使用料)

第11条 社会福祉センターの使用料は、別表1、2のとおりとする。

2. 使用者は、使用料を支払わなければならない。

3. 管理者は、次の各号に当たるときは、使用料を減免することができる。

- (1) 社会福祉関係機関団体、又はこれに準ずる団体。
- (2) 公益を目的とする事業に関する用途で使用したとき。
- (3) 本町が主催する行事に利用するとき。
- (4) その他管理者が特に必要と認めたとき。

4. 前項の規程により、使用料の減免を受けようとする者は社会福祉センター使用減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

(使用許可の取り消し)

第12条 使用者が次の各号に該当すると管理者が認めた場合には、管理者は使用許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用目的に違反したとき。
- (2) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
- (3) 使用中、遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
- (4) 災害その他特別の事由によりセンターを利用することができないと認めたとき。

(損傷等の届出及び賠償)

第13条 社会福祉センターの使用者が、施設又は設備を汚損、毀損若しく亡失したときは直ちに管理者に届出なければならない。

2. 管理者は、前項の規定により施設の汚損、毀損若しく亡失が認められたときは現品又は相当の代価を使用者に対し、損害賠償を命ずることができる。

ただし、不可抗力による場合、その他やむを得ない理由があると認めたときは、その額を減免、又は免除することができる。

(経費)

第 14 条 この社会福祉センターの運営に必要な経費は使用料、町補助金（委託料）、寄付金等をもってあてる。

(その他の事項)

第 15 条 この規程に定めるもののほかセンターの管理等に関し必要な事項は、理事会の意見を聴いて、会長が定める。

附 則

なお、昭和 58 年 4 月 1 日適応の西原町社会福祉センター運営要綱は廃止する。

この規程は、平成 7 年 7 月 1 日より施行する。